

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が免除されます！

国民健康保険税の免除対象となる方・届出期間

- 出産（予定）日が令和5年11月1日以降の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の免除方法

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産（予定）月の前月から出産（予定）月の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方				出産(予定)月		
多胎の方				出産(予定)月		

※出産被保険者の所得割額と均等割額が減額されるため、同一世帯に国民健康保険被保険者がいた場合、産前産後期間の保険税は0になりません。

※多胎妊娠の場合は、出産（予定）月の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			出産月			

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

・・・対象期間

- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 届出書「産前産後期間に係る保険税軽減届出書」
- ② マイナンバー（個人番号）と本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ③ 保険証
- ④ 母子健康手帳

問い合わせ先

階上町役場 すこやか健康課 税務課
国保医療グループ（届出に関すること） TEL 0178-88-2219
賦課グループ（保険税に関すること） TEL 0178-88-2129